

令和7年度 社会教育について（案）



令和7年度 努力目標

社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものである。~~ICTを活用した新たな学びの機会を最大限提供していく一方で、人と人とのつながりを回復するための取組が求められている。~~また「持続可能な開発目標」(SDGs) (※) のテーマであるそうして形成されていく人々の繋がりや関わりは、持続可能で「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現のためを実現し、個人とそれを取り巻く地域社会全体のウェルビーイングの向上に必要不可欠なものであり、社会教育の特質を踏まえながら、すべての人々が学び続けることができる環境がの構築、醸成は今後ますます重要になる。

このような状況から、市教育委員会としては、地域課題やニーズをふまえたうえで、すべての住民の自発的・主体的な学習活動や社会参加を支援するとともに、様々な機会や場所を利用して實際生活に即した文化的教養を高められるような環境の醸成や、適切な学習機会の提供及び奨励、そして、地域学校協働活動を支える学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の協力の促進に努めるため、学校教育担当部局と十分に連携し、次のとおり取り組みを行う。

人権教育については、社会教育のすべての領域において、人権文化の創造のため、市民が豊かな人権感覚を育むことができるよう、「茨木市人権教育基本方針」・「茨木市人権教育推進プラン」の趣旨をふまえるとともに、人権の視点を取り入れた各種講座や事業を実施し、地域における人権意識の醸成を図る。

公民館については、広く利用を促進するとともに、コミュニティの醸成を図り、地域の自主的な運営への機運を高める。現代的課題・地域課題の解決に向けた事業の実施を推進するなど、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点施設として、住民のニーズに応じた学習を深め、公民館活動の更なる充実を図り、学びと活動の好循環を実現する。

家庭教育については、保護者の自発的・主体的な学習活動をの支援することによりや関係講座を通じ、家庭教育に関する知識の習得と保護者どうしのつながりを促し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

青少年教育については、青少年センター・青少年野外活動センターを活用し、「いま伸びよう 茨木の未来をひらく青少年」の標語に基づいた青少年健全育成運動を全市域において展開することによって、青少年に「生きる力」・「豊かな人間性」などの育成、体験活動を通じた非認知能力の向上を図る。

文化財の保存と活用については、本市の歴史的特性等をふまえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進する。

図書館については、「本が好きなまち・茨木」をめざし、あらゆる年齢層の市民が自ら学び、自由に知識を得ることができる身近な情報拠点として、市民の求める資料や情報を積極的に収集・提供し、「市民のくらしに役立ち、誰もが気軽に利用できる親しみやすい魅力的な図書館」を目標に、資料・情報の提供をはじめ、多様な図書館サービスの充実を図り、新たに開館した「おにタルぶっ

くぱーく」では、複合施設の特性を活かしたサービスを展開する図る。

また、文化・生涯学習及びスポーツについては、社会教育と関連する重要な項目であるという認識のもと、引き続き市長部局の担当課とも十分に連携して取り組みを行う。

文化施策については、茨木市文化振興ビジョン（第2期）において、「未来につながる『文化のまち』いばらき」を実現したい将来像として掲げる。共創による文化の新たな価値が創造・発信されるような機会と仕組みづくりを推進し、これまで培われてきた豊富な歴史・文化資源を保存・継承し、若い世代が次代の文化芸術活動につながっていくことをめざす。

生涯学習施策については、新たに策定した生涯学習推進計画に基づき、市民の学習活動を支援するために、市内、生涯学習へのきっかけづくりに取り組み、地域社会における連携生涯学習活動の担い手の育成に努め、地域課題を図り生涯解決するための学習施策に取り組む機会の充実を図る。

生涯学習センターにおいては、生涯学習拠点施設として、デジタルデバイドの解消のためのタブレット講座などのやZ o o m講座を実施し、また様々な企業等と連携し、多様な学習機会の提供に努める。

スポーツ施策については、「茨木市スポーツ推進計画（改訂版）」に基づいて以下について取り組む。スポーツ施設については、スポーツ活動の動向やニーズを勘案し、公共施設最適化方針に基づき、適正化と整備に努める。スポーツ活動の推進については、シビックプライドの向上やこどもたちのスポーツへの関心を高めるため、トップアスリートへの競技活動支援やキッズスポーツフェスタ事業の拡充などに取り組む。

1 人権教育の推進について



社会教育のすべての領域において、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」及び「茨木市人権教育基本方針」の趣旨をふまえ、「茨木市人権教育推進プラン」、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」及び「第2次茨木市人権施策推進計画（改定版）」に基づき、人権教育の推進に努め、豊かな人権文化の広がりをめざす。

- 1) 社会教育施設等において、条例等の趣旨に基づいた人権教育を推進するため、各種講座について、企画段階において、高齢者の人権、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティに係る人権、災害時の人権など、多様な人権尊重の視点を取り入れた内容や講師の選定などに取り組み、家庭や地域における人権意識の醸成を図る。
- 2) こどもの豊かな人権感覚を育む場として、家庭の果たす重要性をふまえ、家庭教育支援を通じ、人権の視点を取り入れた学習機会の充実を努める。
- 3) 「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」、「茨木市識字施策推進指針」等の趣旨をふまえ、「識字・日本語教室」を開講し、外国人を含むすべての人々に教育の機会を提供するとともに、日本の風習、文化等の情報提供や異文化多文化交流会など、学ぶ機会の充実を図る。

2 公民館活動の推進について



公民館は、社会教育活動、住民にとって最も身近な学習の拠点として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域コミュニティの場として、公民館活動を通じて、地域や社会の中で人と人との繋がりを形成し、地域の人材育成や地域の教育力の向上に寄与することを目的に、以下のとおり重点的に取り組んでいく。

- 1) 社会教育活動の拠点として、~~地域の実情に応じて~~、防災、地域の歴史、消費者問題をテーマにした講習会等の開催や、読み聞かせの~~実施~~などの~~取り組みを推進するとともに実施し~~、社会の要請に対応する現代的課題・地域課題の解決に向けた取り組みを~~実施推進~~する。また、その解決に向け必要な情報の把握、提供に努める。~~。ほか、~~公民館活動の更なる充実、活性化を図るために、各公民館、関係各課、市内大学、企業等と連携する。
- 2) 利用者が安全で快適に利用できるよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」における長寿命化の推進に向けた改修等に取り組む。
- 3) 中央公民館は、公民館活動について、小学校区公民館と十分な連携を~~図り、~~充実に努める~~図る~~。
- 4) 地域活動の拠点施設としての機能を高めるため、地域~~と十分協議したうえで、~~実情に応じて公民館のコミュニティセンター化を~~図る~~進める。

3 家庭教育の支援について



地域とのつながりの希薄化や情報化の進展等に加え、コロナ禍を経て社会のあり方が変化し、「家庭教育」については、家庭の孤立化、子育て不安、ひいては子どもへの虐待など、様々な問題が増大しており、地域や社会全体での支援の必要性が高まっている。家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭教育を支援するため、以下のとおり取り組む。

- 1) 家庭教育の重要性を認識し、子どもを育成するために必要な知識を身に付け、保護者としての資質向上を図るため、関係諸団体との連携やICT、また文化・子育て複合施設『おにクル』の活用等により、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。
- 2) 保護者同士のつながりや、学習活動を支援し、家庭における教育の充実に資するため、ブロック遊びをテーマにした関連講座等の開催や各小学校単位での支援事業に取り組む。
- 3) 地域人材を活用した、対話や交流を通して保護者のあり方を学ぶ「親まなび講座」について、より幅広い対象への周知を図る。
- 4) 4か月児健康診査においてブックスタートを実施し、保護者に乳幼児期からの絵本を介した親子のふれあいの大切さを伝える。

4 青少年教育の推進について



青少年及び育成者、保護者等を対象として、自主的・組織的な活動の支援や、様々な体験の機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び人権文化の高揚に努める。

- 1) 放課後や週末等に、地域住民の参画・協力を得て、小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心で健やかなこどもたちの居場所を設ける「放課後子ども教室」を実施し、こどもの体験・交流活動等の活性化を図り、地域社会全体でこどもの創造性、自主性、協調性を養い、豊かな成長を育む教育コミュニティづくりを推進する。また、引き続き、市内及び近隣の大学と連携を図り、大学生ボランティアの登録・派遣を行うとともに、市内企業の協力を得て、豊かな体験活動の機会の提供など放課後の居場所の充実を図る。さらに、国が示す「[放課後児童対策パッケージ 2025 \(※1\)](#)」に基づき、当該小学校内に開設する学童保育事業との連携に努める。
- 2) 茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」を活用し、茨木市青少年健全育成運動重点目標「こどものSOS ほっとくん！？～大人が気づいて 声をかけあう 関係づくり～」を市民に周知し、~~こどもが居場所に出しているサインに気づき、大人が声をかけることが、こどもを救うきっかけづくりになるということについて取り組みを推進する。大人がこどもの出しているSOSのサインに気づき、互いに声を掛け合える関係づくりを推進する。~~
- 3) 学校・家庭・地域の連携を深め、地域社会全体で青少年を見守り、育てていくために、小学校区では青少年健全育成運動協議会やこども会等が協働し「地域での人間関係の構築」と「地域活動への参加促進」を、中学校区では青少年指導員の活動内容を中心に「問題行動の抑制」と「規範意識の醸成」を目的とした活動を推進するために、青少年健全育成団体への支援を行う。また、青少年育成行事の好事例を表彰する「ほっとけんアワード」を~~継続して~~実施することにより、青少年健全育成団体の活動意欲の向上を図るとともに、その取り組みを他団体へ発信する。
- 4) 市内全域の青少年を対象として、ものづくりの体験や観劇会などの体験・交流の機会を設定し、豊かな人間性を培う場を提供する。また、青少年が「ゆめ」を持ち、その実現に向けて前進できるよう努める。
- 5) 市内の高校生・大学生がクラブ活動等で学んだ知識や技術を生かして、小学生~~等~~向けの体験型~~の講座等~~を企画運営する「青少年による青少年のためのイベント」を実施することにより、異年齢交流や達成感・自己有用感を育む機会の提供に努める。
- 6) 青少年野外活動センターでは、青少年の体験活動の充実を図るため、教育ニーズに応じたキャンプ事業等を実施するほか、学校事業等の受入を行い、青少年が体験活動を通して非認知能力の向上、社会を生き抜く力を育む場となるよう努める。
- 7) 市内及び近隣の大学と協力しながら、青少年野外活動センターや、放課後子ども教室において、大学生が活動できる場を設定し、参加者や地域住民とのコミュニケーションを重視した活動を支援することで、次世代を担う青少年の健全育成の充実を図る。

5 文化財の保存と活用について

社会経済情勢の急激な変化が、特に地域社会の在り方に大きく影響を与えている現在、郷土愛の醸成は、今後その重要性が増すものと考えられる。そのためには、郷土茨木の歴史及び伝え継がれた文化を正しく理解することが必要であるとの観点から、「茨木市文化財保護条例」に基づき、国や府とも連携しながら文化財の保存と活用に取り組んでいく。貴重な文化財を良好な状態で後世へと引き継いでいくとともに、多くの市民が文化財に親しむ機会を設けることで、市民の文化財への愛着や郷土への認識を深め、生活に豊かさをもたらすよう努める。



- 1) 市内に存在する文化財の情報収集や調査・研究に努めるとともに、「茨木市文化財保護条例」に基づいて文化財の保存と活用を図る。
- 2) 文化財資料館においては、本市の豊かな歴史と文化を発信する企画展や講演会を開催する。
- 3) ~~文化財資料館開館 40 周年を記念し、文化財資料館において、テーマ展の開催及びイベントの実施~~埋蔵文化財分野においてデジタル技術を積極的に導入し、効率的かつ迅速な記録保存、統合的な資料・情報管理、そして柔軟な普及啓発活動に取り組む。
- 4) キリシタン遺物史料館を中心に、国内有数の貴重なキリシタン遺物を活用した企画展を開催するなど、隠れキリシタンの里として知られる北部地域の歴史遺産の掘り起こしを図る。
- 5) 東奈良遺跡に代表されるように、本市からは多くの貴重な埋蔵文化財が発見されており、今後も精緻な調査に努めるとともに、調査成果をいち早く市民に発信するよう取り組む。
- 6) 郷土の豊かな歴史と文化を次世代に引き継ぐという観点から、児童向け啓発リーフレットの発行や出前講座、~~夏休み体験講座などを実施するとともに、埋蔵文化財発掘調査現場において小学生の発掘体験を行う学校との連携事業を実施する~~など、こどもの文化財や郷土への愛着心を育むよう努める。
- 7) 郷土の歴史を学ぼうとする市民の活動を促進し、市民一人ひとりが歴史を伝える担い手であるとの認識を醸成することを目的に、文化財解説ボランティアの育成・活用を図る。
- 8) ICTを活用した資料・情報の提供や、講演会等を実施するなど創意工夫を図り、文化財の保存と活用の充実に務める。

6 図書館活動の推進について



図書館は、市民が知的活動や日常生活を行う上で必要なさまざまな資料や情報を提供する地域の情報拠点として、幅広い資料・情報の収集と効果的な運営に努める。

- 1) 市民の要望と関心を踏まえながら組織的、系統的に資料を収集し、市民の求める資料・情報をできる限り提供するように努めるとともに、魅力ある書架づくりに努める。あわせて郷土行政資料についても、適宜収集・保存に努める。また、ICTを活用した資料・情報の提供を推進する。
- 2) 多種多様化する調査研究にも応えることができるよう、中央図書館及び分館でインターネット環境の提供のほか、検索データベースの活用を図るとともに、府立図書館など他の図書館や関係機関と連携を図り、レファレンス・サービスの機能の充実に努める。
- 3) ボランティアとの協働や、関係機関との連携により、幅広い年齢層の方々が参加できる事業を開催し、図書館利用の促進、生涯学習機会の充実に努める。~~おにクルぶっくぱーくでの複合施設の特性を活かしたサービスをはじめ、各々の図書館で特性を活かした多様なサービスの充実に努める。中央図書館をはじめ、市内図書館において、各々の図書館の特性を活かした多様なサービスの充実に努める。特におにクルぶっくぱーくでは市民活動機能や子育て支援機能と連携した取り組みを行うなど複合施設の特性を活かした事業を実施する。~~
- 4) 年齢や、障害の有無等に関わらず、読書に親しめる環境を整え、すべての市民が、読書を通じて人生を豊かに送れるよう、読書活動の推進を図る。こどもの読書活動については、第3次茨木市こども読書活動推進計画 改定版に基づき、こどもひとり一人に合った読書に出会う機会の創出やデジタル社会に対応した読書環境の整備に重点的に取り組むとともに、学校や関係機関と連

携して、発達段階に応じた読書環境を提供する。特に学校とは~~計画に基づき作成した~~「学校と公共図書館ねっとわーくプラン（※2）」に~~より基づいた取り組みを、互いに協力した取り組みをして推進する。また、継続して取り組む必要があるため、次期計画を策定する。~~

- 5) 図書館をより活用していただけるよう、広報誌やチラシ、リーフレットの他、ホームページやSNSなどにより、幅広く積極的な図書館の情報発信に努める。
- 6) デジタル資料の充実やホームページからの利用登録などを~~可能にし、~~非来館型サービスを~~拡充し~~の周知に努め、利便性の向上を図る。

※1 放課後児童対策パッケージ 2025

「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ 2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた 152 万人分をほぼ達成した一方で、待機児童数は増加。待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和 6～7 年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図るもの。

※2 学校と公共図書館ねっとわーくプラン

学校と本市図書館が協力して、こども読書活動を推進するための取組を具体的にまとめたもの。“資料”の共有、“施設”“活動”の充実、“人”の交流の 4 つの柱に分類し、子どもたちの読書活動を支える協力体制としている。

各委員からの質問・意見等について(一覧)

(1) 令和7年度社会教育の努力目標について

	質問・意見等	所管課	回答・対応
森委員	令和6年度と比較してどこが変更点になったのか、棒線等でお示しいただけると理解しやすく議論もしやすくなります。	社会教育振興課 (社会教育係)	お手元の資料については、令和6年度との比較ができるものに改めております。
今西委員	毎年のことですが、全体としてよく整理されています。 市政全体との関連もよくわかります。	社会教育振興課 (社会教育係)	—
中川委員	1. 人権教育の推進について 3)の中で記載のある、「外国人を含むすべての人々に教育の機会を提供するとともに、日本の風習、文化等の情報提供や多文化交流など、学ぶ機会の充実を図る」とあります。 ・各学校にも他の国から日本に来られている方が在籍しているので重要な取組みであると考えています。一方で、そういった方々への周知については難しさもあると感じています。今後、そういった方々への周知について配慮等がありましたら是非教えてください(取組についての案内を配布した際に、いやな思いをさせてしまうことがあるため)。	社会教育振興課 (社会教育係)	識字・日本語教室のパンフレットは多言語で記載しており、今後は「やさしい日本語」での記載を検討するなど、より多くの方に伝わりやすい工夫に取り組んでまいります。また、周知時の配慮等については、具体的なものはございませんが、様々な背景や課題を抱える方がご覧になる可能性にも配慮しながら、適切な周知に努めてまいります。
中川委員	2～4. 公民館活動の推進、家庭教育の支援、青少年教育の推進について 各小学校区において活動を推進していただいておりますが、各行事や取組みの中には、学校やPTAと連携をとりながらすすめているものもあります。その観点からみると昨今のPTAのあり方についての課題は避けて通れないと考えています。保護者の考え方も多様になり、その課題と向き合うことが、長い目で見ると地域活動のあり方にもつながってくるのではないのでしょうか。	社会教育振興課 (社会教育係)	PTA活動を含め、地域活動を支えていただいている様々な主体を取り巻く状況は大きく変化しており、それぞれに課題が山積していると認識しております。ご指摘のように、早急な課題解決を目指すことは困難ではありますが、地域活動を支える人づくりの観点から、社会教育行政として果たすべき役割について研究してまいります。
中川委員	5. 文化財保存と活用について 本校でも、文化財資料館のオンラインでの出前授業等を実施して頂いていましたが、今年度は実施できる学校について一定の距離で限定されました。教育課程の中で実際に見学に行く時間が作りにくい場合や、教材、交通費の高騰により断念せざるを得ない場合についても検討ができる取組みとなりますので、また、検討いただければありがたいです。	歴史文化財課	学校との連携事業においては、団体見学や出前授業など直接、子どもたちの五感に訴えかける取り組みを心がけているところですが、オンラインの活用については、過去の取組状況も踏まえ研究してまいります。

	質問・意見等	所管課	回答・対応
中川委員	6. 図書館活動の推進について 3)の中で記載のある、「おにクルぶっくぱーくでの複合施設の特性を活かしたサービスをはじめ、各々の図書館で特性を活かした多様なサービスの充実を図る」とあります。 ・特性について具体的なことを少しでも記載するとわかりやすくなると感じた。特におにクルぶっくぱーくについては新しい施設として引き続きアピールしてもよいのでは。	中央図書館	いただいたご指摘を踏まえて記載を修正いたします。
三川委員	①1ページ：「青少年教育について」の記述に、「非認知能力」の記載があってもよいのではないかと思います。4ページ「4 青少年教育の推進」の6) には「非認知能力の向上」という表現があります。 ②3ページ・下から2行目「放課後児童対策パッケージ2025」の内容がわかるように、説明を加えてはいかがでしょうか。あるいは、教育委員会の点検・評価の報告書のように、末尾に「用語解説」を一覧で記載してもよいと思います。	社会教育振興課 (社会教育係)	① 4 ページ各論の記載にあわせ、非認知能力を踏まえた記載に変更します。 ②注釈として用語の説明を追加します。
三川委員	5ページ・6行目：「学校と公共図書館ねっとわーくプラン」にも補足説明または用語解説が必要ではないかと思われました。	中央図書館	注釈として用語の説明を追加します。

(2) その他、社会教育関連事業について

	意見・質問	所管課	回答・対応等
森委員	令和6年度と比較してどこが変更点になったのか、或いは今年度どこに重点を置く必要があるのかなどを、棒線等でお示しいただけると理解しやすく議論もしやすくなるのではないのでしょうか。	社会教育振興課 (社会教育係)	令和6年度の努力目標からの変更点等については、資料の中でお示しするように改善しております。
今西委員	・コミュニティ・スクールとの関連、特に社会教育領域である地域学校協働本部の活動との関連が示されていないのは如何なものか。国の社会教育の最重点課題であるから。 ・人権教育については、家庭の果たす役割は示されているが、地域住民が子どもの権利について考え、学び、取り組むことが必要だと考えるが如何か。 ・青少年教育について、子どもの居場所づくりについての取り組みは評価するが、子ども食堂や「ヤングケアラー」についての記述がほしい。福祉との関連に注意しながらではあるが。	社会教育振興課 (社会教育係)	・努力目標中に、地域学校協働活動の記載を追加し、学校・家庭・地域住民 その他関係者の協力がその活動を支えていく趣旨を表現するようにいたします。 ・地域における人権教育の広がりとは、豊かな人権意識の醸成に欠かせないものであると認識しております。本市においては、こどもの人権をテーマとした講演会が公民館で開催されるなど、地域での取り組みも順調に広がりが見られる状況であると考えております。 ・本市のこどもの生きづらさや貧困対策等については、福祉、教育、保健等の関係機関・庁内関係課で構成する「子ども・若者支援地域協議会」において取り組みを進めているところです。努力目標への記載については、ご指摘のとおり、福祉の観点からの検討が必要な事項でありますので、社会教育の視点を踏まえた適切な記載方法について研究してまいります。
和田委員	・放課後子ども教室に大学がお手伝いに来てくれる仕組みについて。 ・学童保育と放課後子ども教室の連携について。	社会教育振興課 (地域青少年係)	・放課後子ども教室における大学生ボランティアについては、平成27年度から募集・登録を行っております。市の広報誌やホームページへの掲載、募集チラシ配布のほか、大阪府教育庁や市内の大学が実施するボランティア説明会等で活動内容を紹介し、周知を図っているところです。 ・学童保育室と放課後子ども教室の連携については、平成27年度より「茨木市放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置して取り組んでおります。放課後児童対策の取り組みをさらに推進するために、令和元年度から5年間を対象とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、両事業の継続的な整備、一層の連携が求められているところであり、「放課後子どもパッケージ2024」「放課後子どもパッケージ2025」の策定に伴い、学童保育室と放課後子ども教室の「連携型（校内交流型）」を目指し、取り組みを続けてまいります。

椎野委員	・公民館講座の開催や利用に係る時間構成等の課題について。	社会教育振興課 (公民館係)	・公民館の使用区分変更については、市内各施設や利用者に様々な影響が出るため慎重に考える必要がありますが、いただいたご意見は今後の使用料改定時の参考とさせていただきます。
古川委員	P T A ・ こども会 ・ 自治会の崩壊が進む中、具体的な案はありますか？ 地域活動に参加される方は限られている。人材確保にも限界が来ているのでは。	社会教育振興課 (社会教育係)	地域活動の担い手不足は大きな課題と認識しております。現状において具体的な対策をお示しすることは困難ではありますが、地域活動を支える人づくりの観点から、社会教育行政として果たすべき役割について研究してまいります。
三川委員	非認知能力を育成する「ブロック遊びをテーマにした事業」も継続的に発展してきていますので、「努力目標」に記載することが必要なのではないのでしょうか。「青少年教育の推進」に関わる事業でもありますが、「家庭教育の支援」にも触れているように思います。	社会教育振興課 (社会教育係)	ご指摘の事業については、家庭教育支援の趣旨を踏まえて令和５年度から継続的に実施しております。関連講座の例示として記載いたします。